

平成26年8月5日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金
理事長 須藤 修司

厚生年金基金解散及び企業年金基金（加算部分の受け皿）設立方針議
決に伴う選択一時金・退職一時金の支給を休止する規約変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は、昭和45年11月1日に設立以来、40年有余年に亘って、国の厚生年金に上乘せした年金及び一時金の給付を行い、加入員の皆様の老後の安定と福祉の向上を目的として、当局の基準及び指導に則って事業を適切に運営してまいりました。

かかるなか、厚生年金基金制度の見直しについて、社会保障審議会及び国会において、短期間で審議され、平成25年6月26日付、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号、以下「平成25年改正法」と略します。）が公布され、平成26年4月1日から施行されたところです。この平成25年改正法によって、施行後5年以内に一定の存続基準を満たさない基金については、解散または他制度への移行を行わなければならないことになりました。

当基金といたしましては、先ず代行部分の資産を保全しつつ、加算部分の資産をさらに上積みし、平成25年改正法、関係政省令及び通達並びに役員、代議員をはじめとする事業主、加入員、年金受給者及び受給待期者（含む、未請求者）の皆様方のご意見・ご要望（アンケート調査の結果等々）を踏まえつつ、金属プレス業界における年金制度のあり方を念頭に、資産運用委員会（基金活性化協議会）、理事会、代議員会において、当基金の今後の運営について様々な角度から審議してまいりました。

しかしながら、加入員数が減少し受給者数が増加（給付超過）し続ける中で、5年以内に財政状況を著しく好転させ、厚生年金基金としての存続基準（代行部分の1.5倍以上の資産を常時確保しなければならないという基準等）をクリアすることは極めて困難と判断し、平成26年8月4日に開催いたしました第93回代議員会において、基金解散及び企業年金基金（加算部分制度の受け皿）設立（希望事業所による再結集）へ向けた検討を進める苦渋の方針を議決いたしました。

今後、基金解散及び新制度へ向けた検討及び手続きを順次進めてまいります。

《事業所No.《事業所No.》》

この事前手続きの一環として、この代議員会の議決によって、平成26年8月5日から選択一時金及び退職一時金の支給を休止させていただく規約に変更いたしました。

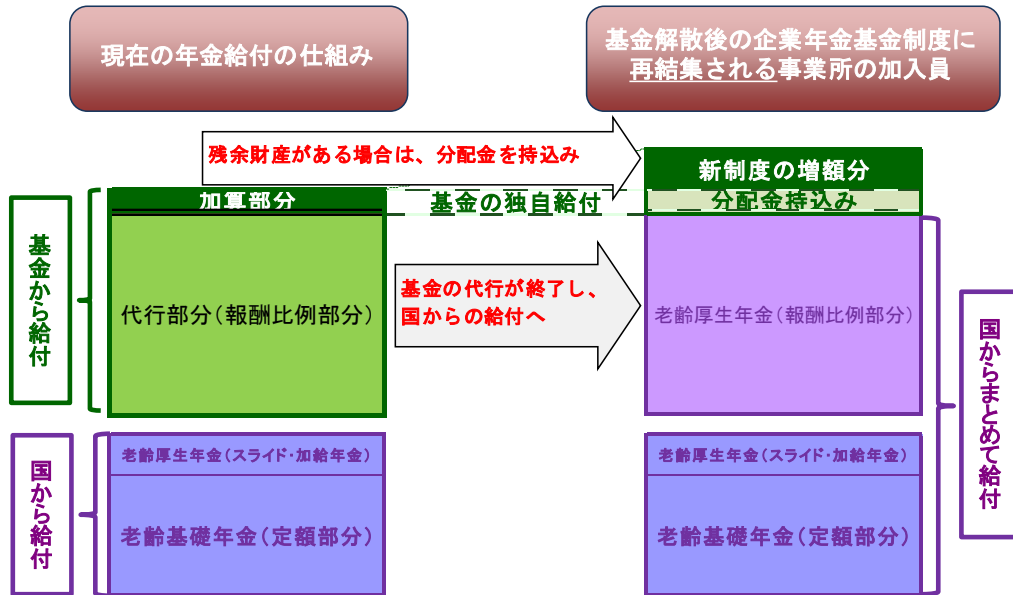
この規約変更の趣旨は、当該一時金の支給を休止することによって、一時金給付による資金流失に伴う国に返還する代行部分の年金資産の目減り（代行割れ）を未然に防ぎ、さらに解散時特別掛金（解散時における代行割れに伴う事業主のご負担金）の発生を未然に回避することを目的としております。

また、当該一時金の支給を休止することによって、国への代行部分を返還した後に残余財産がある場合には、加入員、年金受給者及び受給待期者（含む、未請求者）の皆様は各々の加入員期間（及び受給済み期間）等に応じて、公平に分配することが可能となります。

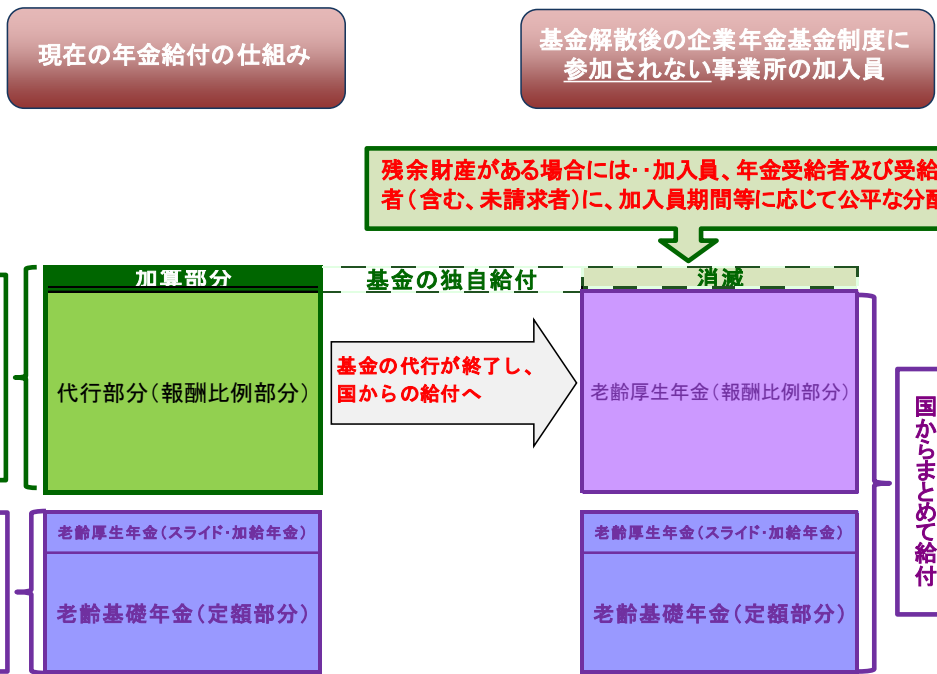
つきましては、事業主の皆様におかれては、法令等の趣旨及び当基金の財政状況並びに関係各位のご意見・ご要望を何卒ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、加入員、年金受給者、受給待期者及び未請求者の皆様に対しても、同様のお知らせをいたしておりますことを申し添えます。

【厚生年金基金解散後の年金給付の仕組みのイメージ】



「代行部分」は、老齢厚生年金として国に引き継がれます。



「代行部分」は、老齢厚生年金として国に引き継がれます。